

避難所の開設／運営方法

資料（町防災計画より）

【 避難所の開設方法 】

ア 施設管理者が常駐している施設（施設管理者主導による開設）

- ① 施設の安全確認と二次災害の防止
地震発生後、施設管理者は、当該施設の安全確認と二次災害の防止に努める。
- ② 災害情報の収集
町災害対策本部は、住民の避難状況や町内の被災状況、避難所の被災状況等の情報を職員の参集途上情報等から把握し、町職員の派遣の必要性や対応策を検討する。
- ③ 町職員の派遣
避難者の来所が確実な場合、町災害対策本部は、発災後、住民班職員を当該避難所に派遣する。また、避難所の開設状況に応じて町災害対策本部へ応援職員の派遣を求める。
- ④ 避難所開設の受理
町災害対策本部の避難所担当職員は、避難所開設の準備を行う。
- ⑤ 避難者収容スペースの確保
施設管理者は、施設の中で、避難者収容スペースとして活用できる空間が使用可能か否かを判断し、その結果を町職員または、自主防災組織のリーダーに報告する。
- ⑥ 避難者の受入れと誘導
町災害対策本部の避難所担当職員は、施設管理者と協議決定した避難者収容スペースへ避難者を誘導し、収容する。
- ⑦ 町災害対策本部へ避難所開設の報告
町災害対策本部の避難所担当職員は、避難者を誘導・収容した段階で、避難者数の概数、水、食糧等の物資要請の有無、周辺状況等に関して本部へ報告する。

イ 施設者が常駐していない施設（自主防災組織主導による開設）

① 避難情報の収集

② 避難所の自主開設

自主防災組織のリーダーは当該避難所に、町職員、施設管理者が配備に付けない場合、自主的に避難所を開設することができる。

③ 避難者の一時待機措置

自主防災組織のリーダーは、当該避難施設の安全確認が終わるまで避難者を一旦グラウンド等の安全な場所に避難させる。

④ 施設の安全確認と二次災害の防止

自主防災組織のリーダーは、当該避難施設の安全確認を目視の範囲で行い、可能な限り二次災害の防止に努める。

⑤ 避難者の受入れと誘導

自主防災組織のリーダーは、施設管理者と協議決定した避難者収容スペースへ避難者を誘導し、収容する。

⑥ 町災害対策本部への報告

自主防災組織のリーダーは、避難者を誘導・収容した段階で、避難者数の概数、水、食糧等の物資要請の有無、周辺状況等に関して本部に報告する。

ウ 避難者を収容できない場合の対応（ ）内は上記イの場合での順序

①(⑦) 他避難所への振り分け

町災害対策本部の避難所担当職員は、避難場所へ避難者を収容しきれない状況が発生、あるいは予測される場合、町災害対策本部へ他の避難所への振り分けを依頼する。

要請を受けた町災害対策本部は、他の避難所での避難状況を踏まえ、振り分け先を指示する。

②(⑧) 他避難所への移動

町災害対策本部の避難所担当職員は、施設管理者、自主防災組織のリーダー等の協力を得て、振り分け先の避難所へ避難者の誘導、移動をおこなう。

【 避難所の運営 】

(1) 運営の基本方針

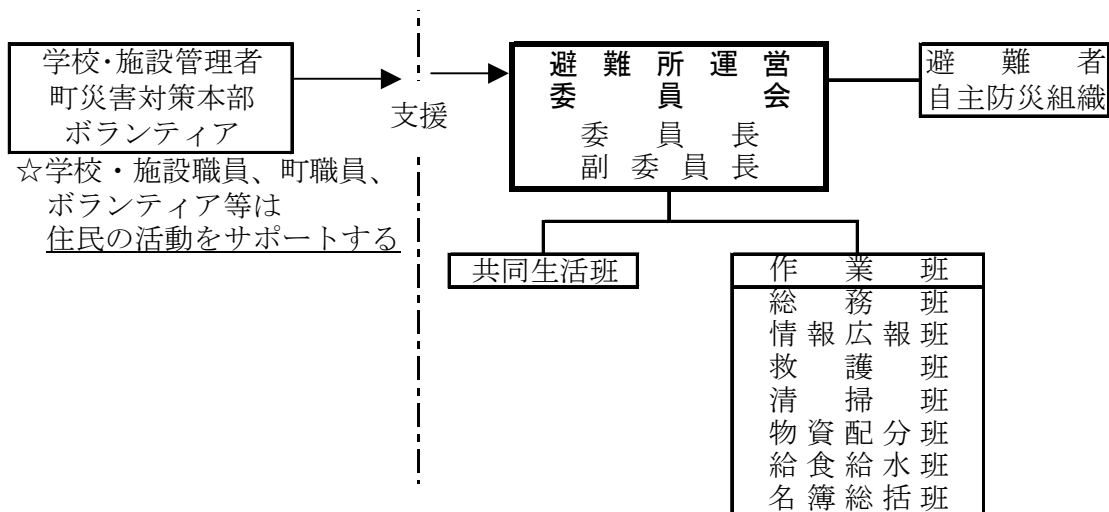
- ア 避難所の運営は、当該地域の自主防災組織が中心となって自主的に運営し、町職員や学校・施設管理者、ボランティア等はその支援にあたる。
- イ 自主防災組織が未結成の地域についても、地域の状況に応じて自主運営の推進を図る。
- ウ 住民による自主運営が不可能な場合は、町職員が主体となり施設管理者、地域住民、ボランティア等の支援を得て、避難所の運営を行う。

(2) 避難所運営委員会の組織づくり

地震等の災害により避難した人々が一定期間秩序ある生活をする避難所を管理運営するために、各避難所において、地域の防災訓練を通じて災害時の対応に熟知している自主防災組織等が中心となり、避難してきた住民による避難所内の自治組織「〇〇避難所運営委員会」を組織する。避難してきた住民は、自治組織の一員として避難所の運営にあたるものとする。

避難所の運営の主体は、避難者が組織する避難所運営委員会とし、町職員、学校・施設管理者およびボランティアは、できる限りその支援にあたるものとする。

《避難所運営委員会の組織例示》



(3) 避難所運営委員会の役割

- ア 避難所運営委員会は、各避難所毎に委員長、副委員長をもとに共同生活班および作業班で組織する。
- イ 避難所運営委員会は、避難所での状況を把握し、避難所での課題、問題に対処または情報収集伝達、各班の役割等を再認識するため、毎日時間を定めて1回以上、作業各班、共同生活班の各班長、避難所担当の町職員、学校・施設管理者、ボランティア等の関係者によるミーティングを行う。

《初動

初動期とは、災害発生直後の混乱状態の中で避難所を開設・運営するために必要な業務を行う期間。

ア 施設の解錠・開門

避難所の開設は町長がその要否を判断し、原則として、町職員が、施設管理者の協力を得て行う。

町職員、施設管理者が共に不在で、かつ緊急の場合には、運営委員会が管理する鍵で解錠・開門し、避難所に集まった委員会メンバーを中心に避難所の開設準備にとりかかる。

イ 避難所の開設準備

避難所に集まった委員会のメンバーを中心に、早急に次の仕事にとりかかる。その際、住民が自主的に避難するのは、施設敷地内（例：校庭）にとどめ、建物内への立ち入りについては、町職員及び施設管理者の到着を待つ。

(ア) 開設方針の確認

町災害対策本部から開設指示が出ているかといった開設方針の確認をする。

(イ) 開設準備への協力要請

避難者に対して、当面の運営協力を呼びかける。

(ウ) 施設の安全確認

建物が危険でないか点検を行う。

(エ) 避難所運営用設備等の確認

電話、パソコンといった設備の使用可否を確認する。

(オ) 避難者の安全確保

施設の安全が確認されるまで、グラウンド等での待機を呼びかける。

(カ) 機材・物資の確認

備蓄倉庫等にある機材・物資の状況等を確認する。

(キ) 共同生活班の編成

「共同生活班」とは、部屋単位などで避難者をいくつかに分けた「班」のことで、原則として、世帯を一つの単位とする。共同生活班の編成では、血縁関係や居住地域を考慮し、観光客などもともと地域内に居住していない避難者はまとめて共同生活班を編成する。

(ク) 避難所利用範囲等の確認

避難所として利用できる範囲を確認する。

(ケ) 利用室内の整理・清掃

破損物等の片付けを行う。

(コ) 受付設置

(サ) 避難所看板設置

ウ 避難者の受入れ、名簿登録

施設の安全が確認され、避難所の開設準備が整い次第、避難者を施設内へ誘導する。

その際、受付で避難者名簿に氏名・住所等を記入してもらう。しかし、多人数が集中し

た場合は、記入は事後となることもやむを得ないが、できるだけ早い段階で基礎的な内容だけでも記入してもらう。

エ 町災害対策本部への報告（第1報）

避難所を開設したら、速やかに町災害対策本部に開設を報告する。

オ 地域住民への周知、広報

避難所が設置されたことを地域の住民に周知、広報する。

《展開

展開期とは、災害発生後2日目から約3週間程度までの期間。

カ 共同生活班の代表選出

災害発生直後の混乱状態が落ち着いてきたら、本格的な避難所運営体制づくりに取り組む。

各共同生活班では班長と各活動班への代表者を定める。班長はできるだけ交替制とするなど個人の負担が偏らないように注意する。

キ 各活動班の設置

避難所内で発生する様々な作業を行うため、各共同生活班より選出された代表者により以下のような活動班を作る。

- (ア) 総務班
- (イ) 情報広報班
- (ウ) 救護班
- (エ) 清掃班
- (オ) 物資配分班
- (カ) 給食・給水班
- (キ) 名簿総括班
- (ク) 施設管理班
- (ケ) ボランティア班

ク 避難所運営会議の開催

町災害対策本部との連絡調整事項についての協議や避難所内でのルール決定・変更、避難所での課題・問題への対処など避難所運営を円滑に進めるため、毎日時間を定めて1回以上、運営会議を開催する。

ケ 避難所内での場所の移動

避難者の増減など、状況の変化により、避難場所の移動が必要な場合は、避難者の了解を得て、部屋の統廃合など避難場所の移動を行う。また、避難所開設直後から、避難所内で場所の移動があることを周知しておくことも必要。

《安定

安定期とは、災害発生後 3 週間目以降。

コ 避難所運営会議の開催

避難所内の状況を把握し、出席者相互の意見交換を行い、必要事項を協議・決定するなど、引き続き運営会議を開催する。

サ 活動班の再編成

避難者の減少により、避難所の規模が縮小するなど、状況の変化があった場合は、適宜、班員の交代や、班の再編成を行う。

シ 避難所内での場所の移動

避難者の減少や学校の再開など、状況の変化があった場合には、避難者の了解を得て、部屋の統廃合など避難場所の移動を行う。

《撤収

撤収期とは、周辺のライフライン機能が回復し、被災者にとって本来の生活が再開可能になるため、避難所生活の必要性がなくなる期間。

ス 避難所運営会議の開催

避難所閉鎖についての避難者の合意形成を行い、適切な残務整理を進める。

セ 避難所の撤収

避難所運営業務の残務整理を終えたら、避難所の運営に関する記録、使用した台帳等の整理をし、町災害対策本部に引き継ぐ。また、使用した施設は元に戻し、清掃をした上で、避難所を撤収する。

(4) 共同生活班の役割

(ア) 共同生活班

共同生活班

共同生活班は、すでにある人間関係に配慮し、できる限り避難所内のブロックごとまたは教室ごとに班を編成し、その代表者（班長）を選出する。

ア 班長の選出

班長は、班員の人数確認などを行うと同時に、班員の意見をまとめて運営会議へ提出する代表者の役割を担う。班長については、適宜、交代をする。

イ 副班長、各活動委員の選出

各活動委員は、共同生活班の代表として避難所運営のための諸活動の中心となる。副班長、各活動委員については、適宜、交代をする。

ウ 当番制の仕事

公共部分の清掃、炊き出しの実施、生活水の確保などの仕事を当番制で行う。

- ① 給食・生活物資等の受け取り、分配を行う。
- ② 避難所内でのトラブルを予防する。
- ③ 共同生活を送るための決められたルールの徹底を図る。

(イ) 作業班各班

総務班（総務対策）

- ① 備蓄倉庫内の資機材の取扱いおよび管理を行う。
- ② 災害発生時間、被害状況、避難者の状況に見合った避難所のレイアウトを施設管理者と相談し、設定する。
- ③ 避難所生活を避難所住民の協力を得ながら秩序あるものとして維持するため、必要があれば、保安要員を確保し、避難所内のパトロールを行う。
- ④ ボランティアとの連絡調整を行う。
- ⑤ 避難所日誌を作成する。
- ⑥ 避難所運営委員会の庶務および事務局を担当する。
- ⑦ 町災害対策本部との調整
災害対策本部との連絡調整に関する窓口となり、連絡調整事項の把握、整理を行う。連絡調整事項については、避難所運営会議での協議を前提とするが、急を要する場合は、各活動班の班長と協議し、後ほど運営会議で報告するといった臨機応変な対応をする。
- ⑧ 在宅被災者の数や必要とされる支援物資等に関する情報を把握するため、避難所開設に関する広報活動の際などに、在宅被災者に対して、避難所への申し出を呼びかけ、地区ごとの組織を作るよう働きかける。

情報広報班（情報広報対策）

- ① 情報収集
 - ・デマやパニックを防止するため、情報管理の一元化をする。
 - ・各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集する。
 - ・避難所担当の町職員並びに学校職員および施設管理者との連絡調整を行い、避難所生活に必要な生活関連情報、生活支援情報等を収集し伝達する。また、避難所での要望等も伝達する。
 - ・他の避難所と情報交換をする。
 - ・テレビ、ラジオ、新聞などのあらゆるメディアから、情報を収集する。
 - ・集まった情報をわかりやすく整理する。
- ② 情報発信
 - ・情報発信の窓口を一本化し、避難所から発信した情報の整理を行う。
 - ・避難所担当の町職員並びに学校職員および施設管理者との連絡調整を行い、避難所生活に必要な生活関連情報、生活支援情報等を収集し伝達する。また、避難所での要望等も伝達する。
 - ・特に重要な事項については、避難所運営会議で連絡し、共同生活班長を通じて口

頭で避難者へ伝達する。

- ・避難者個人あての連絡用に共同生活班ごとに伝言箱を設け、班長が受け取りにくる体制を作る。その取扱いについてはプライバシーの保護に留意する。

- ③ 避難所内に設置する掲示板（各種情報を掲示するもの）を管理し、各種情報を伝達する。

救護班（要援護者の保護）

- ① 障害者、高齢者、傷病者の方々を援護する。
- ② 名簿総括班と連携し、傷病者を把握する。
- ③ 負傷者の応急手当、医療機関への誘導、搬送を手配する。
- ④ 医療拠点となった避難所では、医師と連携し、傷病者の救護を行う。
- ⑤ 近隣の救護所、医療機関の開設状況を把握し、緊急の場合に備える。
- ⑥ 避難所内に医務室を設け、医療品の種類、数量について把握する。
- ⑦ 心身に衰えのある高齢者など避難所での生活が困難な人については、施設や病院への収容を要請する。

清掃班（環境衛生対策）

- ① トイレに関すること
 - ・仮設トイレを設置する。
 - ・トイレの使用可能状況を調べる。
 - ・トイレ用水を確保する。
 - ・トイレの衛生管理には十分に注意を払う。
- ② ゴミに関すること
 - ・避難所敷地内の屋外にゴミ集積場を設置する。
 - ・避難所からのゴミの出し方（分別）のルールを入所者へ徹底させる。
 - ・ゴミ収集および焼却施設が稼動するまでの間は、施設内において、ゴミを処理（保管）する。
 - ・ゴミの収集が滞り、やむを得ない場合には焼却処分を行う。
- ③ 掃除に関すること
 - ・共用部分の掃除は、共同生活班を単位として当番制をつくり、交代で清掃を実施する。
 - ・居室部分の清掃は、毎日1回、清掃時間を設けて実施するよう呼びかける。
- ④ 災害対策本部へ必要な防疫用薬剤等を要請し、衛生害虫の駆除を行う。
- ⑤ 風呂に関すること
 - ・もらい湯を奨励する。
 - ・仮設風呂・シャワーが設置されたら、当番を決めて清掃を行う。
- ⑥ 衛生管理に関すること
 - ・「手洗い」を徹底する。
 - ・食器の衛生管理を徹底する。
 - ・避難所での集団生活においては、風邪などの感染症がまん延しやすくなるため、十分な予防策を講じる。
 - ・災害対策本部へ必要な防疫用薬剤等を要請し、衛生害虫の駆除を行う。
- ⑦ ペットに関すること

- ・原則として、避難所の居室部分へのペットの持ち込みは禁止する。
 - ・敷地内の屋外（余裕がある場合には室内も可）にスペースを設け、その場所で飼育する。
- ⑧ 生活用水の確保
- ・避難所内で使用する水は用途に応じて、明確に区別する。
 - ・食料・調理用・手洗い・洗顔・歯磨き・食器洗い用、風呂・洗濯用、トイレ用の水を確保する。

物資配分班（食料・生活用品等の調達・配布）

- ① 備蓄食料や救援物資、生活必需品等を災害対策本部から受入れ、配布する。
- ② 名簿総括班と連携し、避難者数を把握し、必要となる物資の数量を把握する。
- ③ 高齢者、障害者への対応を優先し、公平な分配を行う。
- ④ 配布時に、混乱が起らないよう対策を講じる。
- ⑤ 町災害対策本部からの支援が不足する場合や遅れる場合には、避難所として対応策を考える。
- ⑥ 状況が落ち着いてきたら、避難者のニーズを把握して食料等の要請を行う。
- ⑦ 食料・物資の要請は、将来的な予測をたてて行う。

給食・給水班（給食・給水対策）

- ① 給食施設がある避難所では、町職員（学校給食調理員）と連携し、炊き出しを行う。
- ② 給水時に混乱が起らないよう対策を講じる。
- ③ 名簿総括班、物資配分班と連携し、炊き出しに必要な材料、燃料等を町職員を通じて災害対策本部に要請し、確保する。

名簿総括班（避難者名簿の管理）

避難者を収容する際に作成するこの名簿は、食料、物資配給の基礎データとする。

- ① 名簿の一元管理を行い、入所者、出所者を把握する。
- ② 一般的な避難者の名簿だけでなく、要援護者、帰宅困難者等の避難者名簿を別途作成・管理し、町災害対策本部へ報告する。
- ③ 作業各班に情報を提供し、各班の活動がスムーズに行えるよう連携を密にする。
- ④ 安否確認等問い合わせへの対応
 - ・安否確認への対応をする。
 - ・避難者へ伝言を連絡する。
 - ・来客への対応をする。
- ⑤ 取材への対応
 - ・取材への基本的な対応方針について、運営会議で決定する。
 - ・避難者の寝起きする居住空間での見学・取材は原則として禁止する。
 - ・取材者の身分を確認し、避難所の見学には必ず班員が立ち会う。
- ⑥ 郵便物・宅配便等の取次ぎ
 - ・郵便物等については、郵便局員や宅配業者から避難者へ、直接手渡してもらう。
 - ・避難者の人数が多い場合などには、郵便物等を受付で保管する。

施設管理班

- ① 避難所の安全確認と危険個所への対応
 - ・応急危険度判定士による施設の応急危険度判定を受ける。
 - ・危険個所への立ち入りは厳重に禁止し、修繕が必要な場合は早急に行う。
- ② 防火・防犯
 - ・火気の取扱場所を制限し、取扱いに注意する。
 - ・夜間の当直制度を設ける。
 - ・防火・防犯のために、夜間の巡回を行う。

ボランティア班

- ① ボランティアの受入れ
 - ・避難所にボランティアの受入れ窓口を設置する。
 - ・避難所運営の中で、マンパワーを必要とする部分については、町災害対策本部等にボランティアの派遣を要請し、必要に応じてボランティアの支援を受ける。
- ② ボランティアの管理
 - ・ボランティアに対してどのような協力を求めるかについて、運営会議で検討する。

(5) 避難所の運営手順

避難所運営委員会が組織された後は、以下の手順によって避難所の運営を行う。

ア 避難者の把握

情報広報班は、避難者名簿より避難者の実態を把握し、避難所担当職員へ報告する。

イ 備蓄物資の確認と配分方針の決定

物資配分班は、避難所の備蓄物資を確認しその配分方針を決定し、避難者へ通知する。

ウ 不足物資の要求

総務班は、不足する物資を避難所担当職員に対し要請する。

エ 物資等の受理・保管・配布

物資配分班は、要請した物資が搬送された場合、物資台帳を作成のうえ、保管・配分を行う。

オ 避難者への情報の提供と情報管理

情報広報班は、入手した情報を避難者へ施設内放送や掲示板等を利用して提供する。

カ 災害時要援護者へのケア

救護班は、作成される避難者名簿から高齢者・身体障害者等の災害時要援護者を把握し、要援護者避難所への移動等を検討する。移動が必要と認められる場合には、町本部へ施設の照会の依頼をし、移動先が決定した場合には、要援護者の搬送を行う。

キ ボランティア支援の要請

総務班は、避難所の状況を考慮しながら、避難所担当職員に対し必要なボランティアの要請を行う。

ク 避難所運営ルール作成と周知

避難所運営委員会は避難者と共に避難所運営ルールを作成し、避難者に周知・協力を求める。